

佐伯市農業委員会だより

No. 1

令和3年
春号



表紙の
二人

いつも仲良くニコニコと作業しているお二人は昨年4月からスイートピーとホオズキで新規就農した宇目地区の渡邊健太郎さんと愛子さんご夫妻です。1年間の感想を聞いてみると、「うまくいったこと、いかなかったこと。やっぱりうまくいかなかつた方が多かったです。これから2年目、学んだことを活かして今度は……。」ぐっと次の言葉を飲みこんだようでした。「言葉じゃなくて結果を見ていてください」だったのかな。頑張れ若者たち！

主な記事

農業委員紹介	P. 2	農地法のお知らせ	P. 6
推進委員紹介	P. 3	農業委員会の活動	P. 7
ファーマーズスクール紹介	P. 5	佐伯農業がんばり人紹介	P. 9

農業委員と農地利用最適化推進委員を紹介します。

農業委員（任期 令和5年7月19日）



会長
宮脇 保芳
(弥生大字山梨子)

会長あいさつ

市民の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素より農業委員会の業務に対しまして、ご高配を賜り厚くお礼申し上げます。昨年は、新型コロナウイルス感染症により国内外を問わず社会・経済の停滞を余儀なくされ、今後も先行きが見通せない状況で感染防止対策の徹底が求められるところです。さて、大分県産米の作況指数を見ますと、19年産が85で20年産が77と2年連続で「不良」で、1等米の比率も47%台と過去10年で最低でした。要因としては、夏季の著しい高温や病害虫の発生、豪雨、台風など気候変動による複合的な影響であるとの県当局の分析。特に主食用米の75%を占める「ヒノヒカリ」の被害が大きく生産意欲の低下による離農が懸念されるところです。そこで、大分県では、今年より高温に強く、食味、収量も良好な水稻の有望品種として「なつほのか」の導入を目指し大規模な実証栽培に取り組むとのことであり、大いに期待しているところです。とりわけ、農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化、担い手の減少などにより耕作放棄地が増加するなど厳しい状況が続いています。解決に向けて、農業委員会が取組むべき最優先課題は「農地利用の最適化」です。「人・農地プラン」による農地の集積・集約化を図っていく活動をもとに、農業の振興発展に取組んでまいります。私ども、農業委員会では、昨年7月20日付けで農業委員と農地利用最適化推進委員が新たに選任されました。委員会の目的達成に向けて取組みますので前任者同様ご支援ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



副会長 隅田 寿志
(佐伯大字青山)



松尾 孫重
(蒲江大字畠野浦)



山田 美之
(蒲江大字畠野浦)



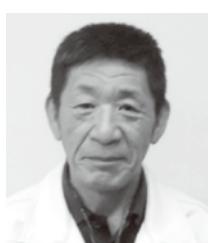
河野 周一
(直川大字横川)



吉良 勝彦
(佐伯大字稻垣)



波戸崎 孝
(佐伯大字木立)



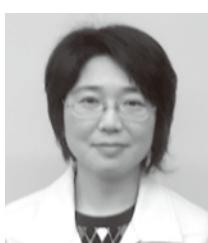
矢野 弥平
(宇目大字小野市)



谷川 享宏
(蒲江大字野々河内浦)



小野 隆壽
(本匠大字堂ノ間)



小野 美智子
(佐伯大字稻垣)



竹中 裕子
(直川大字上直見)



高畠 千恵美
(佐伯大字青山)



塙月 吉伸
(蒲江大字野々河内浦)



三又 勝弘
(鶴見大字地松浦)



田原 俊秀
(弥生大字細田)

佐伯市農地利用最適化推進委員（任期 令和5年7月19日）



松本 仁
担当地区：佐伯 1 区



清田 韶
担当地区：佐伯 2 区



安藤 博
担当地区：佐伯 3 区



山田 裕也
担当地区：佐伯 4 区



笠村 由喜
担当地区：佐伯 5 区



亀山 悅男
担当地区：佐伯 6 区



池田 幸利
担当地区：佐伯 7 区



小川 忠重
担当地区：佐伯 8 区



岩田 隆生
担当地区：佐伯 9 区



辻田 定
担当地区：佐伯 10 区



高畠 相吉
担当地区：佐伯 11 区



坂本 啓二
担当地区：上浦区



荒木 廣樹
担当地区：弥生 1 区



市原 洋一
担当地区：弥生 2 区



藤原 安政
担当地区：弥生 3 区



矢野 正人
担当地区：本匠 1 区



稗田 千公
担当地区：本匠 2 区



岡田 安代
担当地区：宇目 1 区



小野 貴展
担当地区：宇目 2 区



小里 豪
担当地区：宇目 3 区



曾根田 正弘
担当地区：直川 1 区



橋迫 新五
担当地区：直川 2 区



三又 秀喜
担当地区：鶴見区



今田 今義
担当地区：米水津区



大下 喜一郎
担当地区：蒲江 1 区

推進委員の職務内容

担当する区域で、農業委員とも連携し、次のことを行います。

- 担い手への農地利用の集積・集約化
- 遊休農地の発生防止や解消への取組
- 新規参入の促進のための活動
- 農業者からの相談対応や助言・指導



井上 真二
担当地区：蒲江 2 区



飛高 聖悟
担当地区：蒲江 3 区

農地利用最適化推進委員担当区域一覧表

◎ 区域は行政区、
大字及び通称名等で表示

【R2.7.20～】

地域	区名	担当区域
佐伯	1区	佐伯小校区(西谷、大手、花園、中央、船頭町、内町、城東、本町、馬場、山手、万年、朝日、汐見、中川、太平、塩屋) 地域 渡町台小校区(女島、女島団地、新女島、中の島、長島、東、来島、中江、鶴谷、興人、野岡) 地域 佐伯東小校区(西中、東中、南中、北中、常盤、臼坪、蟹田、平野、駅前、田の浦、葛港、日の出) 地域
	2区	大字上岡・大字鶴望・大字稻垣の一部(番匠川下流に向かって左岸側)・鶴岡町・鶴岡西町・若宮町・池船町・城南町
	3区	大字長谷(大越、岸河内、上城、下城、中山、川原) 区
	4区	大字池田(上久部、下久部、匠南、蛇崎) 区・大字稻垣の一部(番匠川下流に向かって右岸側)・上灘区、東灘区
	5区	八幡地区全域(大字海崎・大字戸穴・大字霞ヶ浦)
	6区	西上浦地区全域(大字狩生・大字護江・大字二栄) 大入島地区全域(大字守後浦、大字久保浦、大字片神浦、大字高松浦、大字塩内浦、大字日向泊浦、大字荒綱代浦、大字石間浦)
	7区	木立地区(須留木、築良田、岡、原、大野、角道、岡山) 区
	8区	木立地区(西の平、岸の上、前方、永野、緑、大中尾、小中尾、小平、沖、目筈、迫、宮河内) 区
	9区	大字長良(小島、津志河内、江頭、汐月、宇山、柏江) 区
	10区	大字堅田(竹角、府坂、石打、西野、波越、大正、泥谷) 区
	11区	大字青山(市福所、大通、川井、黒沢、棚野、谷川、山口) 区
上浦区		上浦地区全域(大字最勝海浦、大字津井浦、大字浅海井浦)
弥生	1区	大字床木、大字大坂本、大字尺間
	2区	大字小田、大字井崎、大字山梨子、大字上小倉
	3区	大字細田、大字平井、大字門田、大字江良、大字提内
本匠	1区	大字波寄、大字宇津々、大字三股、大字笠掛、大字風戸、大字小川
	2区	大字山部、大字上津川、大字堂ノ間、大字因尾、大字井ノ上、大字小半
宇目	1区	大字重岡、大字大平、大字塩見園
	2区	大字千束、大字河内、大字小野市
	3区	大字南田原、大字木浦鉱山、大字木浦内
直川	1区	大字横川、大字赤木、大字仁田原
	2区	大字下直見、大字上直見
鶴見区		鶴見地区全域(大字地松浦、大字沖松浦、大字有明浦、大字丹賀浦、大字梶寄浦、大字羽出浦、大字中越浦、大字吹浦、大字大島)
米水津区		米水津地区全域(大字色利浦、大字宮野浦、大字浦代浦、大字竹野浦、大字小浦)
蒲江	1区	大字蒲江浦、大字猪串浦、大字野々河内浦
	2区	大字森崎浦、大字丸市尾浦、大字葛原浦、大字波当津浦
	3区	大字竹野浦河内、大字西野浦、大字楠本浦、大字畠野浦

合計 27人

佐伯市ファーマーズスクール研修生に聞きました

佐伯市は、研修品目(いちご・ニラ・アスパラガス・ハウスみかん・キク・ホオズキ・スイートピー・野菜(有機野菜))の栽培・経営技術を就農コーチ(ベテラン農家)のもとで研修するファーマーズスクールを設置・運営しており、新規就農者の育成を図っています。今回は、今年の3月に卒業し、イチゴ約23アールの栽培を開始する研修生の冽鎌卓也さん、千恵さんにお話を伺いました。



①前職は 美容師です。

②なぜ農業を始めようと思ったのですか

職業病（皮膚炎）になり美容師を続けていくことが困難となりまして、以前から農業には興味があり生産者の友人に相談したことがきっかけに。自分の手で生産し、それを仕事したい強い気持ちを妻に納得して共感してもらい、一緒に本気で農業をしようとファーマーズスクールに二人で入校しました。

③どんな農家になりたいですか

消費者に喜んでもらえる農家になりたいです。その上で自分たちの努力や労働が、対価として評価されるような経営を目指します。

④どのような研修をしていますか

いちごの研修ですが、育苗から定植、そして収穫からパック詰めまでの栽培の流れを、丁寧に指導してもらっています。

⑤ファーマーズスクール制度の実用性はどうですか

研修しながらも補助金があるのは本当に助かりますね。おかげで研修にも真剣に取り組めますし、他の生産者の所にも案内してくれたり、農業や経理の座学もありますし、私たちには至れり尽くせりな感じです。

⑥農業に興味を持たれている方へ一言

「まずは一歩踏み出す」ですね。私は市や南部振興局を訪ねてから一気に物事が動き始めました。

⑦最後に巻矢就農コーチへ一言

いちご栽培や経営のことはもちろんですが、私たちが就農場所として選んだ「木立」地域について、たくさん教えてもらえたことには、非常に感謝しています。

佐伯市ファーマーズスクールの問い合わせ

佐伯市役所農政課 電話 0972-22-3239

【スクールの内容】

研修期間：2年間（年間1200時間以上）

1年目：就農コーチ（研修先農家）の圃場における栽培技術の研修

2年目：1年目同様の栽培研修及び模擬営農

※毎月1回集合研修、研修期間中に就農準備

【研修生の要件】

①研修終了後、佐伯市で就農される方

②年齢が18歳以上55歳未満（就農時点）

③農業次世代人材投資事業の交付条件を満たす方

農地の転用・売買・賃借等には 農業委員会の許可が必要です。

農地を耕作目的で
売買したり貸借する
ときは

3条申請

自分名義の農地を
転用するときは

4条申請

他人名義の農地を
購入もしくは借りて
転用するときは

5条申請

- 譲受人(借人)の耕作面積が、申請地を含めて一定以上ないといけないなどの要件があります。

※下限面積といい、佐伯市では下表の通りとなっています。

- 農地の転用とは、農地を住宅、駐車場、資材置き場など農地を農地以外のものに用途を変更することです。
- 農地の一時転用とは、農地をかさ上げする時などに必要な許可です。
- 立地基準や一般基準などの要件があります。
- 市街化区域内の農地の転用は、届出の手続きとなります。

農地の売買や転用等をお考えの場合は、地元の農業委員会委員または農業委員会事務局までご相談ください。申請書の締切日は毎月15日(休日の場合はその翌日)で、翌月の5日前後に開催されます。農業委員会で審議され、3条申請はその月の中旬までに、4条・5条申請で3,000m²未満のものはその月の下旬までに、3,000m²以上のものは翌月の下旬までに許可書が交付されます。許可書が交付されるまでは、転用等はできません。申請書は農業委員会事務局の窓口にあります。また、佐伯市役所のホームページからもダウンロードできます。

「農地法第3条第2項第5号の農業委員会が別に定める面積」(下限面積)一覧

●農地法施行規則第17条第1項の適用

令和3年3月1日現在 佐伯市農業委員会

面 積	適 用 地 域
40 アール	旧佐伯市、旧弥生町、旧宇目町、旧直川村の区域に限る
30 アール	旧本匠村の区域に限る
20 アール	旧上浦町、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町の区域に限る
10 アール	佐伯市(旧大入島村の区域に限る)

●農地法施行規則第17条第2項の適用

面 積	適 用 地 域
0.1 アール	市の空き家バンクに登録された空き家に付随した農地で農業委員会が指定した農地に限る

(注) 施行規則17条第2項適用農地が、17条1項適用農地に優先

農業委員会の動き

耕作放棄地解消と景観作物（菜の花）植付けに取組みました

当初、遊休農地を活用して幼稚園児や小学生と共同でさつまいも・ジャガイモを植えた後に、収穫をして、食の大切さ・農業の大切さを経験してもらう計画でしたが、コロナ禍のため中止となりました。その中で、蒲江地区の住民から今年も花を見たいとの要望があり遊休農地約15アールに菜の花を植え付けることとなりました。取組の目的は農地の荒廃を防ぎ、併せて、花の景観を楽しんでもらうためです。令和2年11月24日に遊休農地を耕し、農業委員・推進委員・事務局職員計9人で菜の花の植付けを行いました。



農地利用状況調査に取組みました

農業委員会では、農地利用最適化推進委員を中心に、毎年8月から10月にかけて佐伯市内の全農地の利用状況を目視で調査し、「遊休農地」や「遊休農地の恐れのある農地」を把握しています。新規に左記のような農地が発生した場合には、その所用者等に貸付の意思があるか、ないか等の「利用意向調査」を行っています。令和2年度の調査対象となった農地は約3,496haで遊休農地は約332haでした。主に水稻のある時期に調査を行っていますので、冬季の作付けを中心の農地においては農地の状況の判断が農業委員会の見解と異なる恐れがあります。お気づきの折は農業委員会事務局までお知らせください。



- (遊休農地)とは ①現に耕作されておらずかつ引き続き耕作される予定のない農地
②農業上の利用の程度が周辺の地域における農地の利用の程度に比べて著しく劣っている農地のことです。

人・農地プランの実質化に取組みました

平成24年度から人・農地プランの作成を推進し、現在は36プラン作成し市内全域をカバーしています。令和2年度から人・農地プランの実質化に向けた取組みについて、農業委員、農地利用最適化推進委員が農地利用のアンケート調査の回収作業を行いました。また、コロナ禍において多くの農業者や地権者を集めた集落座談会の開催が困難な今、これらの人の代弁者として行政機関等に地域の抱える諸課題や地権者の意向、担い手の現状を伝えました。令和3年度も引き続き人・農地プランの実質化に向けた取組みを市役所農政担当課と連携をとりつつ農業委員会としても積極的に参加していきます。



(人・農地プラン)とは、農業従事者の高齢化、後継者や担い手の不足、耕作放棄地の増加など地域が抱える問題を共有し、将来に向かってどのように農地を守っていくのか地域での話し合いによって作り上げる「地域農業の将来像」のことです。

(人・農地プランの実質化)とは、地域の農業者の年代分布や後継者の有無といった地域の状況を把握するためアンケート調査を行い、アンケート結果をもとに地域の状況を地図化し、その地図をもとに、地域毎で5~10年後の将来において、地域の農地を誰に担ってもらうかについて話し合いを行い、将来の方針を決定することです。

農業者年金は積立年金

安心で豊かな老後のため、農業者年金に加入しましょう！



農業者年金加入条件

次の要件を満たす方は
どなたでも加入できます。

- ①60歳未満の方
- ②年間60日以上農業に従事（配偶者・後継者も可）
- ③国民年金第1号被保険者

●全国農業新聞を購読しませんか？ 1週間に1度、農業・農政情報をお届けします。

金曜日発行 月…700円（消費税込）／年…8,400円（消費税込）

全国農業新聞は、「暮らしと経営」に役立つ情報をお届けします。農業に関する最新技術・新製品や新品種、全国各地で活躍する農業者の工夫やアイデア等、農業に役立つ情報を紹介しています。



農業者年金への問い合わせや
新聞の購買の申し込みは
佐伯市農業委員会へ！
☎ 0972-22-4023
お気軽にご連絡ください！

佐伯の農業がんばり人紹介

がんばる加工グループ・本匠小半鍾乳洞の復活を待つ「加工グループ 匠」

本匠農産物加工所 匠は20年以上続く加工グループです。2年前に高齢化のため解散の話がでました。ただ、「長い間みなさんに親しまれている味がなくなるのがもったいない」と、惜しまれる声もあり、本匠の(有)きらりで運営することとなり、新たに再出発をしました。今までの味、製法はそのまま受け継いでいます。

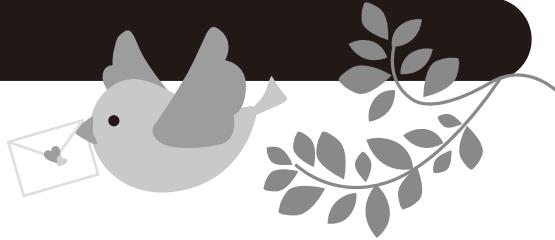
平均年齢70代の元気なおばちゃんたちが、たくさんの人においしいものを食べてもらいたいという気持ちで、作業場はいつも笑い声が響き、みんな楽しく作っています。定番の皮もち、よもぎもち、ふくらかしの他10種類以上のお饅頭と栗おこわや味噌、梅干、らっきょう、もろみなど加工品も作っています。季節限定のくりもち、桜もちも人気です。出来たてをお届けするため加工所でも販売を行っていますが、鍾乳洞閉鎖で観光客の減少により来店者は少なく、早期の鍾乳洞復活を待っています。毎週金曜日には市役所1階で対面販売、毎月2日間はトキハインダストリー佐伯店さんで実演対面販売を行っています。佐伯市内の各イベントにも参加し、別府公園で行われる大分県農業祭では行列ができるほどです。昨年はコロナ禍でイベント中止が多く、運営も厳しい状況にありますが、その中でも元気なおばちゃんたちはみなさんに手作りの匠の饅頭を届けるため、販売方法やパッケージを考えたりと工夫をし、日々頑張っています。みんなの笑顔がおばちゃんたちのエネルギーの源です。



がんばる集落営農 「農事組合法人・なみ」

「農事組合法人なみ」は、平成30年1月に佐伯市直川上直見地区の農家36戸の組合員の出資により、担い手の高齢化が進むなか上直見地区の農地を地域で守っていくため設立しました。コメ(主食用米、モチ米)、麦、大豆の経営品目で経営面積約5haからスタートし、令和2年度はコメ、麦、ニンニク、ピーマン、枝豆の園芸品目を加え約6haで経営しています。農地の約9割は農地中間管理機構をとおしての貸借となっています。毎月の理事会で運営計画を協議し担当理事を中心に作業を行い、必要に応じ組合員や家族を招集して対応しています。現状では機械装備は個人所有のものを活用していますが、これから、農地が法人に集約されてくることが予想されることから、法人の機械設備の充実と畠地化作物の推進による経営力の向上を図りつつ、地域農業を支える組織を目指しています。





①非農地証明の発行基準の変更

●これまでの主たる証明基準

- ・災害で非農地化し、農地への復旧が困難な土地
- ・森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合又は、その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合(他にも要件有)

●新たに認められた新基準(他の要件等もありますので詳細は農業委員会へお問合せ下さい)

区分	土地の形状
1 植林されている土地	木材生産や森林保全等を目的として植林され、非農地として認定することがやむを得ない場合で、かつ、植林後 20年以上 経過し、山林としての樹觀や維持管理が見込まれるもの。
2 建築物等が設置されている土地	建築物等(仮設工作物を除く。)の敷地として相当なものであり、かつ、建築後 20年以上 経過しているもの。
3 道路敷として利用されている土地	住宅への進入道路、その他日常生活上必要不可欠な通路として使用されているものであり、かつ、転用後 20年以上 経過しているもの。

【非農地証明とは、上記基準により農地ではないと農業委員会が証明する書類です。】

② 農地所有者の皆様へのお願い

- 日頃から、除草・耕耘・作付など、農地を適正に維持管理していくことが大切です。
- 耕作するのが難しい方や後継者がなく将来の農地の維持管理に不安のある方は、地域の農業委員や農地利用最適化推進委員にご相談ください。



※中立委員とは制度改正に伴い農業委員のうち非農家が1名以上含まれるようになったために置かれた農業委員です。

皆さん、こんにちは。私は、平成27年の農業委員会法改正に伴い、農業委員制度の中に新たに設置された「中立委員」として、農業委員会に参加しています。私は、農業に従事した経験はありませんが、行政書士として、農地法第3条や第5条の申請を行ってきました。実際に提出する側と審査する側での両方の立場を経験して、今回の改正について思うことは、日本の農業を守るという見地に加え、農地等の利用の最適化の推進に関する事務(①担い手への農地利用の集積・集約化②遊休農地の発生防止・解消 ③新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進を行うこと)を、農業委員会の最も重要な事務として位置付けたことです。また、農地利用最適化推進委員の新設や農業委員及び推進委員を公募・推薦とし、公選制を廃止し、市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に改めたことなど農業委員会の主たる使命をより良く果たせる改正となっていることの意義も大きいと思

います。

しかし、このような改正があり、「人・農地プラン」等の大きなプロジェクトがあるにも関わらず、一般市民に伝わりきれていないこと、関わりきれていないことは非常に残念に思います。もっと多くの方に農業委員会の存在意義や役割等を広く知っていただき、遊休農地や耕作放棄地を減らしていくための情報提供をお願いしていくべきだと思います。農業従事者だけでは賄いきれない部分を市民の皆様にご協力いただき、日本の農業をさらに発展させていくためにも、農業委員会からの情報の発信は不可欠と考えます。しかしながら、現状は、業務のほとんどを事務局に頼らざるを得ない状況であり、その点も含め、農業委員会の業務の改善等を図る段階にきていると感じるところです。

広報委員（山田 美之）

広報
委員

〈農業委員〉

竹中 裕子・山田 美之・波戸崎 孝

〈推進委員〉

山田 裕也・稗田 千公